

令和7年度 芦屋市防犯カメラ設置補助事業 【募集要項及び利用の手引き】

※本書は、補助事業を適切に利用していただくための
手引きです。

申請をご検討の際には、必ずご一読ください。

受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで

※実績報告書を令和8年2月27日（金）までに提出してください。

受付窓口

芦屋市都市政策部都市基盤室

道路・公園課 交通安全係（東館2階） E21番窓口

住所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電話☎：38-2480

FAX☎：38-2163

令和7年度芦屋市防犯カメラ設置補助事業 募集要項

事業の目的

地域の防犯活動を推進し、犯罪のない安全・安心なまちの実現を図るため、防犯カメラの設置を行うまちづくり防犯グループ及び地域団体に対し、その設置費用の一部を補助します。この事業における防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として常設する映像撮影機器であって、映像の記録機能があるもののことを指します。

受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで

※予算上限に達し次第終了となる場合があります。

※応募多数の場合は、審査の上、補助金交付先を選定します。

補助対象期間

補助金交付決定後の設置工事の着手が補助の条件となります。また、令和8年2月27日（金）までに実績報告書・補助金交付請求書の提出が必要です。

※交付決定前に設置工事に着手されると、補助を受けられない場合があります。

補助額

新規設置 10 万円

※設置費用が補助金額を下回る場合は当該設置費用を上限とします。

申請方法

・所定の申請書及び関係書類を作成し、道路・公園課へ郵送又は持参にて提出してください。

・申請書等の様式は、芦屋市ホームページよりダウンロードできます。

URL <https://www.city.ashiya.lg.jp/kensou/bouhan01.html>

QRコード

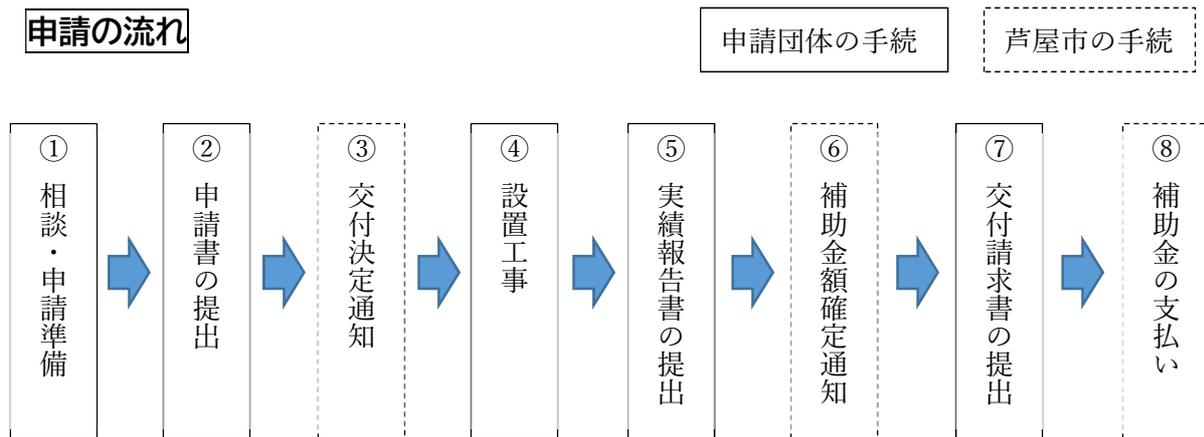


(※申請書類等の郵送をご希望の場合は道路・公園課までご連絡ください。)

申請に必要な書類

- 芦屋市防犯カメラ設置費補助金交付申請書
- 地域団体等の概要資料（地域団体の規約、役員名簿の写し等）
- 防犯カメラ設置計画書
- 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面）
- 防犯カメラの設置位置がわかる位置図
- 防犯カメラ設置個所の写真及び想定撮影画像
- 防犯カメラの仕様書等の写し（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの）
- 見積書の写し（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費）
- 調査票
- 防犯カメラの設置に係る収支予算書
- 防犯カメラの設置及び運用に関する基準
- 防犯カメラの設置に必要となる許可書等の写し
- 防犯カメラの設置及び維持管理に関し地域団体等の合意形成に係る誓約書
- 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書
- 公益上特に必要があるとして国又は他の地方公共団体へ公開することの承諾書

申請の流れ



補助対象団体

まちづくり防犯グループ又は以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- ② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
- ③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
- ④ 規約及び代表者を決めていること。

補助対象経費

- ① 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（レコーダー）、その他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
- ② 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費
- ③ 防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費

カメラの機能要件

- ① 有効画素数が38万画素以上であること。
- ② カラー画像であること。
- ③ 作動時間が1日24時間であること。
- ④ 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。
- ⑤ 屋外用として使用できる防雨機能があること。

レコーダーの機能要件

- ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。
- ② 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。
- ③ 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。
- ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。

情報流出防止措置

- ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。
- ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。
- ③ 外部記録媒体等へ不用意に情報転送できない措置をとること。

設置目的

以下に掲げる目的のために供さないこと。

- ① 住宅、駐車場、事務所、神社、仏閣等の私有財産の管理目的
- ② 自治会館等の公有財産の管理目的
- ③ 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の空間以外の空間を主として撮影する目的

地域の合意

防犯カメラの設置及び維持管理等に関し地域団体等の合意を形成すること。

設置許可等

防犯カメラの設置に関し権利者（所有者、占有者、又は道路管理者など）の許可、承諾等を得ること。

防犯カメラ設置の表示

防犯カメラ設置の旨及び設置者の名称を明示する標識を掲出すること。

※設置表示の例については、11ページをご確認ください。

防犯カメラの設置及び運用に関する基準

「芦屋市内防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合及び下記の要件を含む防犯カメラの設置及び運用に関する基準を定めること。

- ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務に関すること。
- ② 撮影していること及び設置者の名称の明示に関すること。
- ③ 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法に関すること。
- ④ 記録した映像の利用及び提供の制限に関すること。
- ⑤ 苦情処理の対応に関すること。
- ⑥ その他防犯カメラの管理及び運用に関すること。

※基準例については、8ページをご確認ください。

情報提供の承諾

公益上特に必要があるとして国又は他の地方公共団体へ下記の事項について公開する承諾ができること。

- ① 設置する防犯カメラの設置位置、撮影範囲に関すること。
- ② 地域団体等の役員、連絡先に関すること。
- ③ 特に捜査機関に関しては地域団体等の捜査協力意思に関すること。

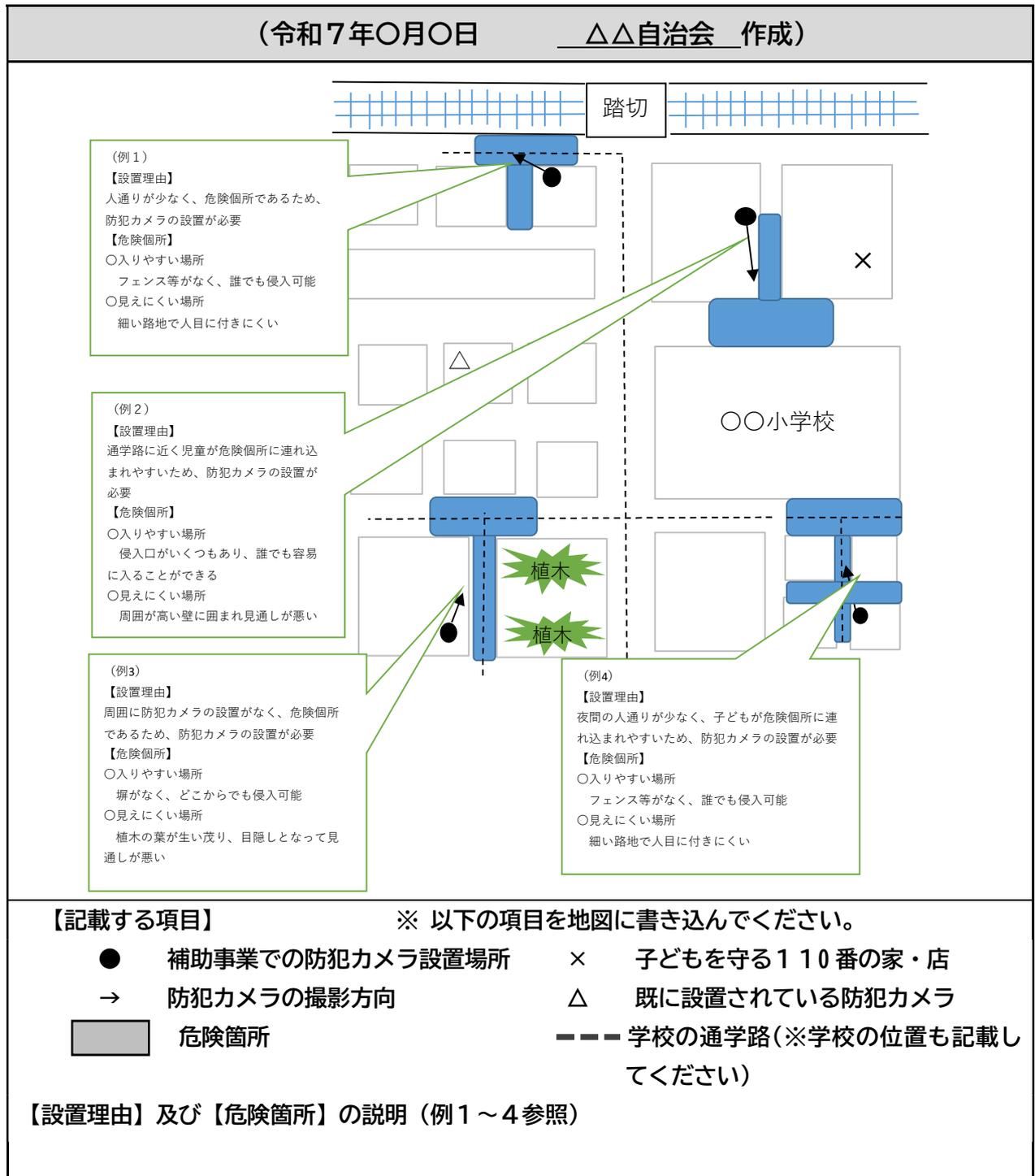
その他留意事項

① 地域安全マップの作成について

- ・要件を満たしていれば、体裁は問いません。ただし、A3 又は A4 サイズとします。
- ・著作権を有する地図を利用する場合は発行元の許可が必要です。
- ・国土地理院の地図を利用する場合は、許可は不要です。

地域安全マップ

(令和7年〇月〇日 △△自治会 作成)



② 地域の合意について

- ・防犯カメラを設置する際は、個人のプライバシーに対する配慮が必要です。防犯カメラの設置について必ず住民に説明し、各団体の総会や役員会などで、地域住民の合意を得た上で申請してください。
- ・特に撮影範囲に含まれる住宅等にお住いの方に対しては撮影について個別に説明し、書面にて同意を得るようにしてください。

③ 設置場所の許可について

- ・私有地等に設置する場合は、その所有者等と事前に相談し、許可等を得てください。
- ・芦屋市の管理する道路や公園に設置する場合は、道路・公園課までご相談ください。

④ 実績報告書の提出期限について

事業完了日から30日以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書等の必要書類の提出（※必着）をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金をお支払いできません。

⑤ 補助金の支払いについて

補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金交付請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。補助金の支払いは実績報告後の支払いとなります。

⑥ 補助対象外となるものについて

以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。

- ア 既存設備の撤去に要する経費
- イ 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- ウ 防犯カメラシステムの維持管理に要する経費
- エ 地域団体自らが行う作業にかかる人件費
- オ 市や県が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業
- カ 市の他の制度で補助金の支給がなされている事業

⑦ 交付決定の取り消し、補助金の返還について

以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、補助金の返還を求める場合があります。

- ア 芦屋市防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ウ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- エ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑧ よくあるお問い合わせ

1	申請後に金額や仕様の変更があった場合はどうすればよいですか？	設置費補助事業変更申請書に防犯カメラ変更計画書、その他変更点が分かる書類を添付し、道路・公園課までご提出ください。
2	複数個所への設置を検討していますが、可能でしょうか？	1団体につき一箇所(1件)が補助金対象となります。
3	防犯カメラの設置場所等について警察との相談は必要ですか？	芦屋警察署生活安全課に相談してください。
4	レコーダーはSDカードでも補助金の対象となりますか？	対象となります。 ただし、レコーダーの機能要件を満たしていることを見積時に業者へ確認してください。設置後に機能要件を満たしていないことが判明した場合、補助金の対象外となります。また、併せて情報流出防止措置が必要となります。
5	公益灯や公園灯への設置はできますか？	個別のご回答となるため、受付窓口までお問合せください。また、その際は公益灯等の管理番号をお伝えください。 なお、公益灯等から配電することはできないため、電柱等から電源の確保をお願いします。

⑨ 防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準例

<p>〇〇〇〇(設置者)防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準(例)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この基準は、〇〇〇〇(設置者)が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等(以下「防犯カメラ等」という。)の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所(芦屋市〇〇町〇〇)に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。</p> <p>(2) 映像記録装置 映像の表示機器及び録画機器</p>
--

(3) 映像データ 防犯カメラで撮影した映像のデータ

(管理責任者等)

第3条 ○○○○(設置者)は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

2 ○○○○(設置者)は、管理責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、管理責任者の指名するところにより、防犯カメラ等操作担当者(以下「操作担当者」という。)を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者(以下「受託者」という。)は、委託契約等に基づき、この基準及び管理責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 ○○○○(設置者)は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者、操作担当者及び受託者(以下「管理責任者等」という。)は、この基準の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 管理責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

3 管理責任者等は、映像記録装置保管場所に、この基準及びこの基準により定めた必要な事項を記載した一覧表を掲示し、操作担当者に周知し徹底しなければならない。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

(2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称と連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

(3) 管理責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像記録装置及び映像データ並びに映像データを記録した媒体(以下「記録媒体」という。)等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) ○○○○(施設可能な室内または保管庫等)に保管し、管理責任者等及び管理責任者等の許可を得た者以外の者の立入りを禁止するほか、映像の外部への漏えい、盗難及び散逸等を防止するための所要の安全対策を講じること。

(2) 映像記録装置の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

(3) 映像データの加工や不必要な複写を行わないこと。

(4) 映像データの保管期間は、1か月以内とし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像データを消去し、又は記録媒体の破碎等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

(5) その他映像データ及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

(映像データ及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像データ及び記録媒体の内容は、これを防犯カメラ等の設置目的以外に使用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令等に基づく場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
(苦情処理)

第8条 管理責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の設置及び運用に関する苦情を受け付けたときは、誠実かつ迅速に対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この基準の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

・ 管理責任者・操作担当者の例（第3条）

管理責任者	〇〇 〇〇 芦屋市〇〇町〇番〇号 TEL：0797-00-0000
操作担当者	〇〇 〇〇 芦屋市〇〇町〇番〇号 TEL：0797-00-0000
	(受託者) 〇〇(株)が命じたエンジニア TEL：0000-00-0000 FAX：0000-00-0000

- ・ 設置表示の例（第5条）

〇〇〇〇（設置者）防犯カメラ

防犯カメラ 作動中
設置者 〇〇〇〇
連絡先 0000-00-0000